

# 札幌市エネルギーeco資金補助要綱

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市民及び中小企業者等が行う新エネルギー・省エネルギー機器の整備等を支援するために、市が行う補助制度の実施について必要な事項を定めることにより、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって本市における地球温暖化対策を推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者をいう。
- (2) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する者
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
  - ウ 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人
  - エ 私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 3 条に規定する学校法人
  - オ 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 9 条に規定する医療法人
  - カ その他市長が特に認めた者
- (3) 管理組合 共同住宅の区分所有者全員で構成する、建物及びその敷地並びに附属施設の管理を行うための団体をいう。

### (補助の対象機器)

第 3 条 補助の対象となる新エネルギー機器、省エネルギー機器（以下「対象機器」という。）は、別表 1 及び別表 2 に定めるものとする。

### (エネルギーeco資金補助の種類)

第 4 条 エネルギーeco資金補助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市民向けエネルギーeco資金補助
- (2) 中小企業等向けeco資金補助

### (申請の制限)

第 5 条 エネルギーeco資金補助の申請は、市民向けにあつては前条各号の区分に関わらず同一年度 1 世帯につき 1 回限り、中小企業者等向けにあつては同一年度 1 事業者につき 1 回限りとする。

### (手続き代行者)

第 6 条 この要綱による補助を受けて対象機器を設置しようとする者は、この要綱に定める手続きについて、対象機器を販売又は設置する者(以下「手続代行者」という。)に対

してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続き代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続き代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(適正管理義務)

第7条 この要綱による補助を受けて対象機器を設置した者は、対象機器の適正な維持管理に努めなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、この要綱による補助に関し必要があると認めるときは、補助を受けて対象機器を設置した者から報告を求め、自ら調査を実施することができる。

(協力)

第9条 この要綱による補助を受けて対象機器(新品に限る。)付き住宅を購入した者及び補助を受けて対象機器を設置した者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 対象機器の使用状況等に関するアンケート調査
- (2) その他市長が協力依頼する事項

(近隣住民への説明)

第10条 太陽光発電等を設置する場合には、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

## 第2章 エネルギーECO資金補助

### 第1節 市民向けエネルギーeco資金補助

(補助の対象機器と設置要件)

第12条 別表1に定める対象機器のうち、1種類以上の機器を設置する場合に本節による補助の対象とする。

(申請希望者)

第13条 補助の申請を希望する者(以下「申請希望者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に、対象機器を設置しようとする者
- (2) 建売住宅供給者等から市内にある対象機器(新品に限る。)付住宅を購入し、自ら

居住しようとする者

- (3) 市内にある自ら所有する賃貸共同住宅に、対象機器を設置しようとする者  
2 申請希望者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。
- (1) 本市民である者、又は市内に居住する予定のある者
  - (2) 市税を滞納していない者

(抽選への応募要件)

第14条 申請希望者は、第16条の抽選に応募する際に、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 前条第1項第1号、第3号に掲げる者は、別に定める募集期間の開始日以降に、設置工事に着手する対象機器の補助について応募することが出来るものとし募集期間開始日より前に設置工事着手済のものは、当該募集期間に応募することが出来ない。
- (2) 前条第1項第2号に掲げる者は、別に定める募集期間の開始日以降に、対象機器付き住宅の購入契約するものについてのみ応募することが出来るものとし募集期間開始日より前に購入契約済のものは、応募することが出来ない。

(補助金の交付額)

第15条 補助金の交付額は、対象機器の区分に応じ、別表3に定めるものとする。

(抽選)

第16条 市長は、申請希望者から抽選により申請を行う事が出来る者(以下「申請対象者」という。)を選定する。ただし、申請希望者すべてに対し補助金の交付が可能な場合は抽選を行わずに選定する。

2 市長は申請希望者に抽選による選定の結果を通知する。

(計画の変更及び中止)

第17条 申請対象者は、前条の抽選の際に申し込んだ、次に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象機器の設置を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更・中止届(様式32)を市長に提出しなければならない。ただし、計画変更による補助金交付予定額の増額及び対象機器の変更は認めない。

- (1) 対象機器の機種の変更
- (2) 対象機器の台数の変更(太陽光発電設備の場合最大出力)

(補助金交付申請及び完了届)

第18条 申請対象者は、機器の設置が完了し、工事代金の支払いが終了した後に、補助金交付申請兼完了届(様式35)に別表5に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請兼完了届は、当該申請を行う年度の3月15日までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった申請対象者に対する第16条の抽選結果は無効とする。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

第19条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付(不交付)決定及び確定通知書(様式36)により、補助金の申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にて補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助金の申請者に対して是正措置を求めることができる。

3 市長は、補助金の申請者が前項の求めに応じないとき、又は申請内容が補助金交付要件を満たさないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式36)により、補助金の申請者へ通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第20条 補助金の申請者は、前条第1項に規定する通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式37)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第21条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第22条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助申請者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

## 第2節 中小企業者等向けエネルギーECO資金補助

(補助の対象機器と設置要件)

第23条 別表2に定める対象機器のうち、1種類以上を設置する場合に本節による補助の対象とする。

(申請希望者)

第24条 補助の申請を希望する者(以下「申請希望者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 市内にある事務所・事業所等に対象機器を設置しようとする中小企業者等
- (2) 市内に自ら所有するテナントビルに対象機器を設置しようとする中小企業者等
- (3) 市内にある区分所有住宅の共用部分に対象機器を設置しようとする管理組合

2 申請希望者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) 「さっぽろエコメンバー」に登録していること又はこれから登録すること。（管理組合は除く）
- (3) その他市長が特に認めるところに適合していること。

（抽選への応募要件）

第25条 補助金の交付を受けようとする申請希望者は、第27条の抽選の応募に対し、別に定める募集期間の開始日以降に、設置工事に着手する対象機器の補助について応募することが出来るものとし、募集期間開始日より前に設置工事着手済のものは当該募集期間に応募することが出来ない。

（補助金の交付額）

第26条 補助金の交付額は、対象機器の区分に応じ、別表4に定めるものとする。

（抽選）

第27条 市長は、申請希望者から抽選により申請を行う事が出来る者（以下「申請対象者」という。）を選定する。ただし、申請希望者すべてに対し補助金の交付が可能な場合は抽選を行わずに選定する。

2 市長は申請希望者に抽選による選定の結果を通知する。

（計画の変更及び中止）

第28条 申請対象者は、前条の抽選の際に申し込んだ、次に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象機器の設置を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更・中止届（様式32）を市長に提出しなければならない。ただし、計画変更による補助金交付予定額の増額及び対象機器の変更は認めない。

- (1) 対象機器の機種の変更
- (2) 対象機器の台数の変更（太陽光発電設備の場合最大出力）

（補助金交付申請及び完了届）

第29条 申請対象者は、機器の設置が完了し、工事代金の支払いが終了した後に、補助金交付申請兼完了届（様式40）に別表6に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請兼完了届は、当該申請を行う年度の3月15日までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった申請対象者に対する第27条の抽選結果は無効とする。

（補助金交付の決定及び交付額の確定）

第30条 市長は、前条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たす

と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式36）により、補助金の申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にて補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助金の申請者に対して是正措置を求めることができる。

3 市長は、補助金の申請者が前項の求めに応じないとき、又は申請内容が補助金交付要件を満たさないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式36）により、補助金の申請者へ通知するものとする。

（請求書の提出及び補助金の交付）

第31条 補助金の申請者は、前条第1項に規定する通知を受けたときは、速やかに補助金請求書（様式41）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第32条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。

(3) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第33条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助申請者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

この要綱は、平成20年11月27日から施行する。

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

別表 1

(市民向け補助)

対象機器	機器要件	支援対象範囲
太陽光発電設備	別に定める。	別に定める。
太陽熱利用システム		
ペレットストーブ		
地中熱ヒートポンプ		
ガスエンジン給湯暖房機・ガスエンジンコージェネレーション		
潜熱回収型ガス給湯暖房機		
CO2冷媒ヒートポンプ給湯機		
ヒートポンプ温水暖房システム		
潜熱回収型石油給湯機		
燃料電池(エネファーム)		

新築分譲集合住宅の設置の場合及び自ら居住する賃貸共同住宅の設置の場合は対象外とする。(ペレットストーブは除く)

別表 2

( 中小企業者等向け補助 )

対象機器	機器要件	支援対象範囲
太陽光発電設備	別に定める。	別に定める。
太陽熱利用システム		
地中熱ヒートポンプ		
雪氷冷熱利用システム		
ガスコジェネレーションシステム		
ガスエンジン給湯器		
ガスヒートポンプエアコン		
潜熱回収型ボイラー		
業務用電気式ヒートポンプ給湯機		
電気式ヒートポンプエアコン		
LED照明器具		
ESCO事業に伴う機器		
「札幌市省エネ活動サポート事業」 の省エネ診断を受け提案された機器		
ペレットストーブ		
ペレットボイラー		

別表3 補助金の交付額（市民向けエネルギーeco資金補助）

対象機器	補助金額(円/台)
太陽光発電設備	40,000円に最大出力キロワットを乗じて得た額。 ただし120,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	100,000円
ペレットストーブ	100,000円又は20,000円
地中熱ヒートポンプ	200,000円
ガスエンジン給湯暖房機 及びガスエンジンコージェネレーション	60,000円
潜熱回収型 ガス給湯暖房機	40,000円
CO2冷媒ヒートポンプ 給湯機	60,000円
ヒートポンプ 温水暖房システム	70,000円
潜熱回収型 石油給湯機	20,000円
燃料電池(エネファーム)	100,000円
複数台の対象機器を設置する場合	各機器の補助金額を加算することとし、16万円を限度とする。（ただし、地中熱ヒートポンプを導入する場合は上限20万円）
複数種の対象機器を設置する場合	各機器の補助金額を加算することとし、25万円を限度とする。

1000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表 4

( 中小企業者等向け補助 )

対象機器	機器要件
太陽光発電設備	対象機器の購入・設置に要する費用に15/100を乗じて得た額 ただし一つの申請に対し225万円を限度とする。
太陽熱利用システム	
地中熱ヒートポンプ	
雪氷冷熱利用システム	
ガスコジェネレーションシステム	
ガスエンジン給湯器	
ガスヒートポンプエアコン	
潜熱回収型ボイラー	
業務用電気式ヒートポンプ給湯機	
電気式ヒートポンプエアコン	
LED照明器具	
ESCO事業に伴う機器	
「札幌市省エネ活動サポート事業」の省エネ診断を受け提案された機器	
ペレットストーブ	100,000円又は20,000円
ペレットボイラー	対象機器の購入・設置に要する費用に20/100を乗じて得た額 ただし1台に対し200万円を限度とする。

1000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表5 補助金交付申請兼完了届（市民向けエネルギーeco資金補助）

提出書類	
1	補助金交付申請兼完了届（様式35）
2	市民税納税証明書及び固定資産税納税証明書
3	住民票又は登録原票記載事項証明書（世帯全員のもの）
4	対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用が判る見積書等（支払金額と一致しているもの）
5	工事金額証明書（様式38）（4の金額と一致していること。）
6	機器の保証書の写し又は新品を設置したことを証明できる書類（機種が判るもの）
7	機器設置写真
8	その他市長が必要と認める書類

別表6 補助金交付申請兼完了届（中小企業者等向けエネルギーeco資金補助）

提出書類	
1	補助金交付申請兼完了届（様式40）
2	市民税納税証明書及び固定資産税納税証明書
3	現在事項全部証明書（法人のみ）
4	対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用が判る見積書等（支払金額と一致しているもの）
5	住民票又は登録原票記載事項証明書（個人事業者のみ）
6	工事金額証明書（様式38）（4の金額と一致していること。）
7	機器の保証書の写し又は新品を設置したことを証明できる書類（機種が判るもの）
8	機器設置写真・仕様書・図面
9	省エネ診断報告書（「札幌市省エネ活動サポート事業」の省エネ診断を受けた場合のみ）
10	ESCO事業に係る事業計画書（ESCO事業を実施する場合）
11	その他市長が必要と認める書類